

# 第3次山梨県障害者工賃向上計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

山梨県



## 目次

1	計画の基本的な事項	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の性格と役割	1
(3)	計画の対象期間	2
(4)	対象事業所	2
2	本県の現状と課題	
(1)	対象事業所数、利用者数の状況	2
(2)	工賃の状況	2
(3)	工賃向上に当たっての課題	5
3	推進方策	
(1)	取組の視点	6
(2)	基本方針	6
(3)	具体的な推進方策	7
4	目標工賃の考え方	9
	山梨県の目標工賃	9
5	工賃向上に向けた役割	
(1)	県	10
(2)	市町村	10
(3)	事業所	10
(4)	企業等	11
(5)	共同受注窓口	11
	<参考資料>	12

## 1 計画の基本的な事項

### (1) 計画策定の趣旨

障害のある方が夢や希望をもって地域で自立した生活を送るためには、就労を通じた社会参加を実現することが重要です。一人ひとりの適性や能力に応じて、一般就労を希望する方にはできる限り一般就労できるように、また、一般就労が困難な方には就労継続支援B型事業所等の福祉的就労の場における工賃水準の向上を図り、経済的基盤を支える必要があります。

これまでも本県では「山梨県工賃倍増5か年計画(平成19年度～23年度)」や「山梨県工賃向上計画(平成24年度～26年度)」、「山梨県障害者工賃向上計画(平成27年度～29年度)」を策定し、工賃向上に取り組んで参りました。

また、この間、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)が施行され、本県においても独自の取組を盛り込んだ調達方針を策定し、事業所からの調達を進めてきたところです。平成29年度末で「山梨県障害者工賃向上計画(平成27年度～29年度)」が終了しますが、平成28年度平均工賃(月額)は「15,846円」で、この時点で目標とした「18,500円」には達せず、残念ながら、障害基礎年金の収入等を合わせても、障害のある方が地域で自立した生活をするための水準には届いておりません。

工賃実績は徐々に増加傾向にあります。更なる引き上げを図るため、平成30年度以降についても「第3次山梨県障害者工賃向上計画」により、事業所、県、市町村、企業等が一体となって障害のある方の工賃向上を目指すこととします。

国においても平成30年2月に「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を一部改正し、平成30年度以降においても更なる工賃向上に向けた取組を推進することから、本県としてもこの指針の内容に沿って、本計画を策定し、引き続き障害のある方の経済的な自立に向けて取り組んで参ります。

山梨県工賃倍増5か年計画(平成19年度～23年度)

山梨県工賃向上計画(平成24年度～26年度)

山梨県障害者工賃向上計画(平成27年度～29年度)

第3次山梨県障害者工賃向上計画(平成30年度～32年度)

### (2) 計画の性格と役割

この計画は、「やまなし障害児・障害者プラン2018」で示す「雇用・就労・定着に向けた支援」を具体的に進めるための行動計画となるものです。

また、この計画は、対象事業所の自主的・積極的な活動を促していくものであるとともに、県・市町村等の関係行政機関や事業者団体、地域の商工・農業団体等との関係者による、官民一体となった取組の推進を目指すものです。

### (3) 計画の対象期間

この計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年とします。

### (4) 計画の対象事業所

この計画の対象事業所は、就労継続支援 B 型事業所とします。

なお、就労継続支援 A 型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係る者に限る)、生産活動を行う生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に意欲的に取り組む事業所も対象としますが、目標工賃の算定には含めないこととします。

#### 用語解説

##### 就労継続支援 B 型事業所とは

企業等に雇用されることが難しい障害のある方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

##### 就労継続支援 A 型事業所とは

企業等に雇用されることが難しい障害のある方に対し、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

##### 生活介護事業所とは

常時介護等の支援を必要とする障害のある方に対し、日中の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

##### 地域活動支援センターとは

在宅の障害者が、通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や経済的自立を目指す施設です。

## 2 本県の現状と課題

### (1) 対象事業所数、利用者数の状況

工賃向上の対策を本格化させた平成 18 年度と比べると、対象事業所(就労継続支援 B 型事業所)数は 1.9 倍、延利用者数も 2.2 倍を超えています。

	平成 18 年度	平成 28 年度
対象事業所数	47 箇所	90 箇所
延べ利用者数	8,610 人	19,460 人

(いずれも年度末の数値)

### (2) 工賃の状況

本県の平均工賃(月額)は、平成 18 年度は 10,736 円で、全国平均(12,222 円)を大きく下回っていましたが、各事業所の取組により、その 10 年後である平成 28 年度は 15,846 円で

5,110 円増と 1.5 倍になりました。これは、全国平均の 15,300 円を上回り、全国で 22 位となっています。

< 本県の工賃状況 >

就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額 (単位: 円)

	H28 年度	H27 年度	H26 年度	H23 年度	H18 年度
山梨県	15,846	15,296	15,230	13,776	10,736
全国平均	15,300	15,033	14,848	13,586	12,222
全国との差	+546	+263	+382	+190	1,486

最高は 福井県 22,128 円、最低は 大阪府 11,209 円

工賃実績が高い自治体の取り組み

・福井県

共同受注窓口と地域の企業団体が連携し、各障害者就労継続支援 B 型の状況に応じて、仕事を分配。企業から継続的に、安定した業務を受注する体制を整えることで、高い工賃水準を実現している。

・岩手県

農作業のうち、付帯作業となる「ニンニクの芽欠き」などの業務を各障害者就労継続支援 B 型事業所が農協から受託するなど、農作業の一部が事業所の仕事として位置付けられることにより、季節を問わず、安定的な業務を受注する体制を整えることで、高い工賃水準を実現している。

また、同じ就労継続支援 B 型事業所であっても、平均工賃月額には大きな開きがあり、月額 30,000 円以上の事業所が存在する一方、10,000 円に満たない事業所も多数あります。

平成 18 年度では 10,000 円を下回る事業所の割合が全体の約 60%を占めておりましたが、平成 28 年度では約 38%と減っています。しかし、工賃水準別の割合では 5,000 円～9,999 円の事業所の割合が最も多い状況は変わらず、こうした事業所に対する工賃の底上げが必要な状況です。

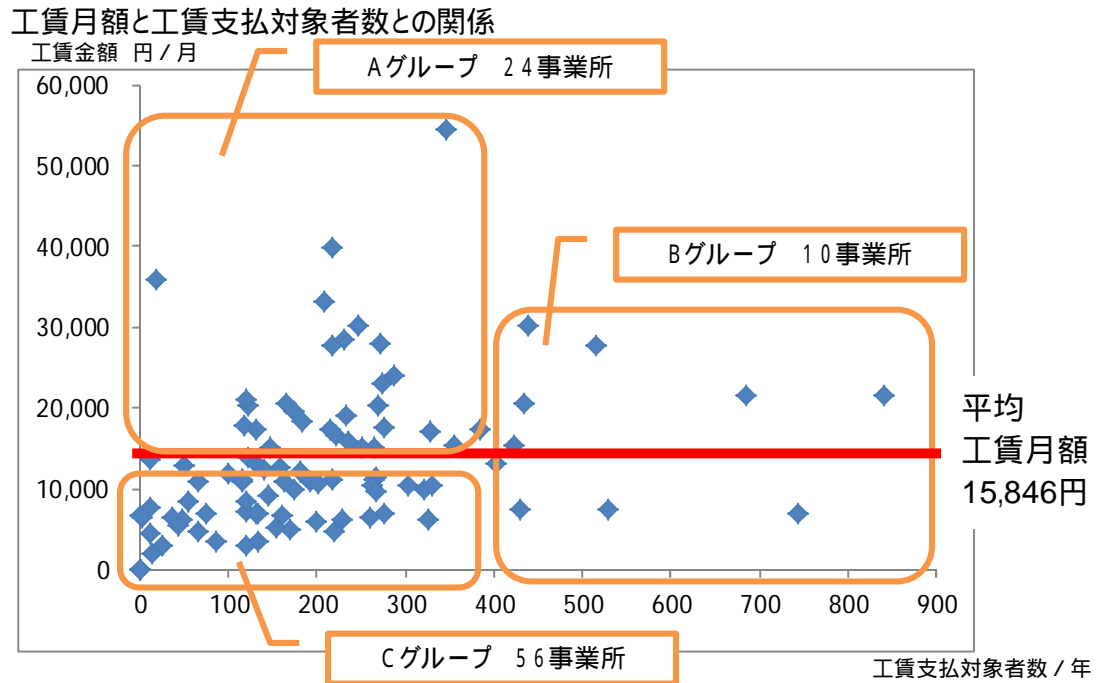
< 工賃水準別の事業所数 >

平均工賃月額 (円)	事業所数 (H28分)	割合	事業所数 (H27分)	割合	事業所数 (H26分)	割合	事業所数 (H18分)	割合
30,000 ~	6	6.67%	5	6.25%	6	7.06%	2	4.26%
20,000 ~ 29,999	13	14.44%	12	15.00%	8	9.41%	3	6.38%
15,000 ~ 19,999	15	16.67%	12	15.00%	15	17.65%	5	10.64%
10,000 ~ 14,999	22	24.44%	19	23.75%	22	25.88%	8	17.02%
5,000 ~ 9,999	26	28.89%	26	32.50%	26	30.59%	15	31.91%
3,000 ~ 4,999	8	8.89%	6	7.50%	8	9.41%	14	29.79%
事業所数 計	90	100.00%	80	100.00%	85	100.00%	47	100.00%

最高額 54,394 円 / 月、最低額 3,000 円 / 月

< 工賃水準と利用延べ人数の関係 >

分布を更に分析すると、A=付加価値の高い生産活動が行われている、B=規模のメリットが生かされていない、C=事業が軌道にのっていない、の3グループに分類できると考えます。



### (3) 工賃向上に当たっての課題

このような工賃実績の分析とともに、平成 30 年 2 月には就労継続支援 B 型事業所を対象として聴き取りを行いました。この結果を取りまとめると、次のような課題が挙げられます。

#### 1. 工賃が高まらない理由

##### (1) 作業の受委託について

###### < ミスマッチ >

- ・ 工賃が高い仕事を取ろうとしても、利用者全員のレベルに合わない。結果として、易しいが工賃が低い仕事を取らざるを得ない。

難しい仕事を取った場合、納期に間に合わせるには職員が手伝わなければならない。

- ・ 利用者の障害特性がバラバラで、個々の能力に合わせた仕事を取ろうとすると、事業所単体では小ロットの仕事しかこなせない。
- ・ 利用者(とくに重度)がコンスタントに通所しないので、安定した仕事を取りづらい。

###### < 営業力、価格交渉力の不足 >

- ・ 受注する仕事の単価が上がらない(下がっている)
- ・ 高い仕事を得ようとする、他圏域に出向かなければならないが、コネクションがないこと、納品等に手間がかかることから、手を出せない。

###### < 外部要因 >

- ・ 高い工賃が得られる仕事が減り、小ロットかつ多種目の仕事が多く、利用者に教えるのが大変で、かつ工賃増に繋がらないので仕事を取ることを躊躇する。
- ・ 地域内の有力な発注先企業の撤退、整理統合により、仕事そのものが来ない。

###### < 地域内の課題 >

- ・ 同圏域内に事業所が多数あることから、利用者仕事との取り合いとなる(とくに中北圏域)
- ・ そもそも、圏域内に企業等がない(富士・東部)

##### (2) 自主製品の開発・販売について

###### < 機会が得られない >

- ・ 自主製品を開発しようとしても、設備投資に費用がかかり踏み出せない。
- ・ 販売、営業の人を割くことができない。
- ・ 製品開発のためのノウハウがない。

###### < 営業力、マーケティング能力の不足 >

- ・ 商品を開発しても、市場のニーズに合わず、売れ残ってしまう。
- ・ 市場でどのような品物が売れるのか、見当がつかない。
- ・ 個の事業所では販路を見いだせない。

#### 2. 職員等の意識、人員配置

- ・ 重度の障害がある利用者のケアに時間がかかり、工賃向上をどうするかまで考えが浮かばない。
- ・ そもそも利用者、家族に自らの収入(工賃)を増やそうというモチベーションがない。
- ・ 仕事を増やすためには人が必要だが、人(パート・加配人員)を雇用するだけの余裕がない。



これらをまとめると、次の課題が見えてきます。

#### 【施設内要因】

(利用者の面で)

- ・ 工賃を稼ぐより日中の居場所的な存在となっている事業所がある

(支援員の面で)

- ・ 利用者の能力と請ける作業のレベルが合っていない
- ・ 事業所が供給する物品等の情報発信不足
- ・ 品質向上・商品開発力の不足
- ・ 職員に工賃向上の取り組みを考える余裕がない

#### 【施設外要因】

- ・ 販路がない、企業等が少ない
- ・ 仕事の単価が下がっている。

こうした課題を解決するため、次の「3 推進方策」を進めていきます。

### 3 推進方策

各事業所の課題の解決を図り目標工賃を達成するため、取組の視点と基本方針を掲げ、それらをもとに具体的な推進方策に取り組んで参ります。

#### (1)取組の視点

計画の作成と目標実現に向けての姿勢

基本指針を受けて、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップの下で、事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であることから、すべての就労継続支援B型事業所において、工賃向上計画を作成することとします。

その上で、目標実現に向けて、事業所の全職員が利用者及び家族に対して経営理念や運営方針を示して共有し、法人役員等の経営陣、事業所職員、利用者、家族等が一丸となって工賃向上に取り組むことが必要です。

利用者の特性に応じた支援

個々の事業所における利用者の特性に応じた作業を幅広く用意するとともに、作業が効率的に進むための作業マニュアル等を整備し、全ての利用者が作業に参画し、工賃向上の担い手となるように配慮することが必要です。

#### (2)基本方針

新たな職域の開拓

事業を展開するに当たっては、福祉分野に留まらず、地域の農業者や企業関係者、学校

等との交流する機会を拡大し、新規分野に積極的に参入していきます。

#### 共同受注窓口を核とした連携の強化

これまでも共同受注窓口を設置し、事業所と企業等との連携強化や事業開拓支援等に取り組んできましたが、今後はこれらに加えて、事業所間の情報共有や連携の強化を促進します。

#### 行政からの受注機会拡大に向けたニーズの掘り起こし

「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月に施行され、各自治体は積極的に障害者就労施設等からの物品調達に取り組んでいるところです。事業所はこの機会を逃すことなく、受注機会の拡大に向け、ニーズの掘り起こしを行うなど、積極的に行政と協働する取り組みを推進します。

#### 地域課題をニーズとして取り込んだ事業所運営

地域住民、企業、行政など様々な主体と協力・連携しながら、よりよい地域社会に向けて地域で求められる事業所としてソーシャルビジネスを展開するよう、働きかけて参ります。

#### 事業所の規模や特性に応じた積極的な受注の確保

施設の規模が比較的大きく、利用者が多い事業所にあっても必ずしもスケールメリットを生かした仕事の受注ができていないことや利用者の特性を踏まえた仕事の受注ができていないなどの事例も見受けられることから、自らの事業所の強みを再確認したうえで、積極的な受注の確保が図れるよう、事業所に働きかけて参ります。

### (3) 具体的な推進方策

各事業所の工賃向上計画に基づいた主体的な取組を推進するため、県として次のような支援を行います。

#### 農福連携の推進など、新たな職域への進出による工賃の確保

農業は本県の基幹産業の一つですが、働き手の不足などの課題を抱えています。工賃向上を図るには、既存の内職的な請け仕事だけではなく、農作業の働き手となるなど、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を目指す必要があります。

農福連携は、働き手を求める農家と仕事を求める障害者側を繋ぐことで、双方にメリットがある取組であることから、平成 30 年 4 月に開設する「山梨県農福連携推進センター」を中心に、農家と障害者就労施設のマッチングなど、全面的に支援を行うことにより、新たに農福連携に取り組む就労継続支援 B 型事業所を 20 箇所ずつ拡大し、月額で平成 30 年度には県内平均で月額 1,451 円、平成 31 年度には月額 2,639 円、平成 32 年度には月額 3,628 円の工賃向上を目指して参ります。

#### 共同受注窓口を活用した受注機会の確保に対する支援

共同受注窓口は、一事業所だけでは実施が困難な大規模な発注を複数事業所が参加することで実現できるなど、仕事の確保に大きな効果があります。

平成 27 年度に共同受注により取引があった 12 事業所では、平均で月額 574 円の工賃向上効果がありました。特に、工賃が県内平均以下である C グループの事業所で導入効果があることから、新規の取引事業所数を 10 箇所ずつ拡大し、月額で平成 30 年度には 191 円、

平成 31 年度には 383 円、平成 32 年度には 574 円の工賃向上を目指すとともに、事業所間での情報共有や連携を進め、共同受注窓口を活用した受注機会確保への支援を進めて参ります。

#### 障害者優先調達推進法に基づく取組の推進

障害者優先調達推進法に基づき、県においては毎年度の調達方針を策定し、出先機関を含めた全庁的な取組を推進し、調達実績額の増額に努めます。

県調達分では、平成 26 年度から平成 28 年度までの実績で年間 34%の増加があった一方、市町村では年間 4%、地方独立行政法人では 2%の増加にとどまっており、市町村の調達額は、平成 28 年度では全国最下位であることから、取り組みの余地は十分にあり、一層の拡大を図っていく必要があります。

この取り組みは A・B・C すべてのグループに効果があるものであり、調達額の拡大の効果として、月額で平成 30 年度には 228 円、平成 31 年度には 357 円、平成 32 年度には 497 円の工賃向上を目指して参ります。

なお、本県の特徴として、取引額に対して工賃支払いへの寄与度が高い、役務の提供について、受注割合が低い状況にあります。市町村等の事例には、庁舎管理にかかる業務を事業所が受託し、比較的高い取引額を確保している事例もあることから、こうした取り組みを促して参ります。

また、障害者優先調達の取り組みを推進し、これを呼び水として民間企業に対しても協力を求めていくなど、障害者就労施設等への優先的な発注促進を図ります。

#### 施設外就労・施設外支援( )の推進

施設外就労、施設外支援は障害者側に働く場を提供し、工賃向上に繋がる有効な手段であり、実習先での経験を重ねることにより一般就労への移行も期待できるものであり、工賃が県内平均を上回る A グループにおいて 25%、施設利用者数が多い B グループでは 50%の事業所が取り組み、工賃の向上とともに、一般就労への移行にも効果がありました。

また、工賃が県内平均を下回る C グループでの取り組みは 14.29%と少ないものの平成 28 年度にはグループ内の平均で月額 1,301 円の工賃向上効果がありました。

国の基準の改定により、平成 30 年 4 月から、施設外就労の要件である利用定員上の制限(100 分の 70 以下)が撤廃されることから、地域において人手不足感のある企業等で、施設外就労・施設外支援への期待が高まっています。

このため、特に C グループの施設外就労・施設外支援の取り組みを 14.29%から 50%に引き上げ、A グループでは、25%から 50%に、B グループでは 50%から 75%に引き上げることで、平成 30 年度には月額 1,190 円、平成 31 年度には月額 1,492 円、平成 32 年度には月額 1,589 円の工賃向上を目指し、事業所に対して、実施を促して参ります。

#### 地域課題の解決に向けた取り組み

国の指針にあるとおり、不足する地域の人的資源に対して、これからは障害者が担い手となっていく取り組みが必要です。

今回の計画では、A グループの事業所を対象として、県内の 4 地域にモデル事業所を設け、

ソーシャルビジネス( )の受託を目指します。

具体的には、平成 30 年度に 1 箇所、平成 31 年度に 2 箇所、平成 32 年度に 4 箇所のモデルを立ち上げ、事業所利用者が通年で月に 12,500 円の新たな工賃収入を得ることを目標とし、この効果により、平成 30 年度には月額 125 円、平成 31 年度には月額 227 円、平成 32 年度には月額 417 円の工賃向上を目指し、事業所に対して、実施を促して参ります。

#### 安定的な仕事の確保に向けた取り組み

事業所のうち、比較的用户が多いBグループの事業所において、工賃を上げていくためには、利用者全員が確実に働く場を得るなど、スケールメリットを活かした取り組みが必要です。

しかしながら、このグループ内において 3 箇所の事業所では、月額工賃が 10,000 円以下と低迷しています。

このため、上記の から までの取り組みを総合的に取り入れるとともに、工業団地に入居する企業など、特定の発注元から年間を通じて安定した仕事を確保することによって、工賃月額を 15,000 円に高める取り組みを進めることにより、平成 30 年度には月額 301 円、平成 31 年度には月額 423 円、平成 32 年度には月額 529 円の工賃向上を目指し、事業所に対して、実施を促して参ります。

#### 用語解説

##### 施設外就労とは

利用者が施設内で作業等を行うのではなく、実際に企業等に施設職員とともに数名からなるユニットとして赴き、役務の提供などを行って対価としての工賃を得るもの。

##### 施設外支援とは

利用者が施設内で作業等を行うのではなく、実際に企業等に赴き、役務の提供などを行って対価としての工賃を得るもの。施設外就労との違いとして、施設職員が企業等に赴かず、受入先の職員の指示に従って作業を行う。

##### ソーシャルビジネスとは

地域が抱える様々な社会的課題を仕事としてとらえ、持続可能な経済活動を通じて、問題解決に取り組む事業。

## 4 目標工賃の考え方

基本指針において、目標工賃は各都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとされています。

これを受けて、県では、現在の本県の工賃水準やこれまでの工賃向上の取組の効果を勘案し、計画期間中に達成すべき県の目標工賃(平均月額)を次のとおり設定することとしました。

山梨県の平成 32 年度における目標工賃を 23,000 円 / 月とする。

なお、本計画の目標工賃は、県全体の目安として設定したものであり、各事業所においては、それぞれの実情に応じて目標工賃を設定して取り組む必要があります。

その際、目標工賃は月額により算出する方法を原則としますが、事業所及び利用者により、1日の利用時間、1ヶ月の利用時間、1ヶ月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とします。

## 5 目標達成に向けた役割分担

本計画で掲げる目標を達成するために、県及び市町村、事業所、企業等が一体となり、目標工賃達成を目指します。

### (1) 県

本計画の実施主体として、本計画に記載した推進方策の展開や計画の進捗管理、各事業所における工賃向上計画の作成・推進について積極的に支援を行うとともに、毎年の工賃実績を集計・公表することにより、計画の達成状況の評価を行います。

このほか、次の事項について具体的な取り組みを進めて参ります。

農福連携に向けた取り組みを推進するため、平成30年4月に開設する「山梨県農福連携推進センター」において、農家と事業所のマッチングを図り、工賃向上に繋げていきます。

障害者優先調達推進法に基づき、率先して取引推進と発注機会の拡大を図って参ります。

研修会の開催等を通じて、事業所職員の人材育成を図って参ります。

### (2) 市町村

工賃向上に当たっては、地域で障害者を支援する仕組みを構築することが重要であることから、市町村はまず、障害者優先調達推進法に基づく取引推進と発注を一層拡大するとともに、事業所に対する支援内容の検討を行い、積極的に支援することが必要となります。

このほか、次の事項について、具体的な取り組みを求めて参ります。

- ・ 庁舎等を活用した商品販売スペースの提供
- ・ 主催イベントでの障害者就労施設等の出店、販売会の開催
- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事の掲載
- ・ 地域自立支援協議会等の活用により多分野との連携による就労機会創出の支援

### (3) 事業所

各事業所は、自ら工賃向上計画を作成し、職員及び利用者とともに工賃の向上に主体的に取り組むことを必須とします。

なお、取組に当たっては、次のことに留意することとします。

経営者と全職員、利用者及び利用者の家族が、工賃向上に係る共通認識と合意形成を図り、課題の整理と解決、取組の検討・見直しを行うこと。

それぞれが策定した工賃向上計画に基づき、毎年度当初に前年度の実績額や取組内容の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

県や市町村、発注元企業と連携し、工賃向上に寄与する研修会や商談会に積極的に参加すること。

福祉業界に留まらず多業種とのネットワークの構築に努めること。

#### (4) 企業等

国の指針においても、「工賃向上に当たっては、産業界等の協力を求めながら官民一体となった取組を推進すること。」とされており、企業等においては、障害のある方の理解を深め、事業所を活用した発注の可能性の検討、その後の発注等、積極的な取組が求められます。

#### (5) 共同受注窓口

事業所からのアンケートから、仕事を得たいが利用者のレベルに応じた作業を受託できない等の回答が寄せられていることを踏まえ、共同受注窓口は、発注元企業と事業所を繋ぎ、個々の事業所だけでは解決できないミスマッチの課題を解決し、受注額の増加が図れるよう、これまで以上に積極的な取組が求められます。

## 参考資料:平成 32 年度目標工賃算定について

平成 28 年度の 90 事業所の工賃支払い実績から、事業所を次の条件でグループ分けし、工賃向上に向けた各施策の効果を算定する。

<グループ分けの条件(データは別紙)>

A グループ 月額工賃平均以上、対象延べ利用人員 400 人以下

B グループ 対象延べ利用人員 400 人以上

C グループ 月額工賃平均以下、対象延べ利用人員 400 人以下

### 1. 農福連携の推進(A～C 全ての事業所をターゲットとする)

<条件>

農福連携に取り組む事業所数を年に 20 箇所ずつ増やす

- ・1 年のうち繁忙期の 5 ヶ月間(6 月～10 月)作業に従事
- ・稼働月の目標工賃を 30,000 円/月と見込む
- ・算定方法:事業所の平均工賃×寄与度
- ・全事業所数に対する寄与度を H30=20%、H31=36%、H32=50%とする。

この効果により、月額で H30 には+1,451 円、H31 には+2,639 円、H32 には+3,628 円の工賃向上を目指す。

### 2. 共同受注窓口利用の活性化(C の事業所をメイン、B の事業所をサブターゲットとする)

共同受注窓口を通じて取引があった 12 事業所では、月額 574 円、工賃向上に効果があった。

特に、工賃が県内平均以下である事業所である B・C グループに導入効果が認められる。

<条件>

- ・新規取引事業所数を 10 箇所ずつ増やす
- ・算定方法:事業所の平均工賃の上昇効果

(新規に参入する事業所の取引事例を増やすと、即座に効果が出る)

この効果により、月額で H30 には+191 円、H31 には+383 円、H32 には+574 円の工賃向上を目指す。

### 3. 優先調達の推進(A～C 全ての事業所をターゲットとする)

優先調達額について、県調達分では H26～H28 までの実績で 34%/年の増加があった。

しかし、市町村では 4%/年、地方独立行政法人では 2%の増にとどまり、取り組みが緩慢。

特に、市町村計(H28:24,142 千円)は全国最下位であることから、取り組みの余地は十分にある。

<条件>

- ・優先調達実績額は「物品」と「役務」に分類される。過去の取引額の推移から、物品取引額の増加を 23%/年、役務取引額の増加を 27%/年とする。
- ・取引額のうち、「物品」は 20%、「役務」は 90%を工賃支払額と設定し、実際の伸び率の実績のうち、A～C グループへの寄与率を乗じて、工賃向上効果を推計する。

この結果により、月額で H30 には+228 円、H31 には+357 円、H32 には+497 円の工賃向上を目指す。

特に、本県の場合、工賃支払いに効果がある役務の受注割合が低い。(物品 2:役務 1)

全国の状況と逆転(物品 1:役務 2)していることから、市町村を中心に役務の受注額増を促していく。

役務の例:庁舎管理(清掃、除草など)、軽印刷

4. 施設外労働の推進(A～Cグループ全てで取り組む。メインターゲットをCグループとする)

施設外就労は特に工賃が高いAグループで効果があった。この取り組みは、B・Cグループでも有効  
現状:Aグループでは25%、Bグループでは50%の事業所が取り組んでいる。

Cグループの取り組みは14.29%であり、H28ベースで1,301円/月の工賃向上に寄与。

<条件>

農福連携に取り組む期間以外の7ヶ月間を対象。

・Aグループの取り組みをH29:25% H32:50%

・Bグループの取り組みをH29:50% H32:75%

・Cグループの施設外就労への取り組みを14.29% 50%に引き上げる

この効果により、月額でH30には+1,190円、H31には+1,492円、H32には+1,589円の工賃向上を目指す。

5. ソーシャルビジネスへの挑戦(Aグループに4つのモデル事業所を選定)

国の指針にあるとおり、不足する地域の人的資源に対し、障害者を担い手とする取り組みは重要。  
今回の計画では、県内4地域にモデル事業所を設け、例えば有価物のリサイクルなどに取り組む。

<条件>

この結果、事業所利用者が月に12,500円の新たな工賃収入を得る。

H30に1箇所、H31に2箇所、H32に4箇所のモデルが成果を挙げる

この効果により、月額でH30には+125円、H31には+227円、H32には+417円の工賃向上を目指す。

6. 安定的な仕事の確保(Bグループ下位(工賃平均以下)の3つのモデル事業所を選定)

事業所の規模や利用者数が多いものの、工賃が月額10,000円以下の3事業所を対象に、上記の1～4の手法を取り入れ、安定的な仕事を確保させる。

<条件>

・H32末に3事業所が全ての利用者が、月額15,000円の工賃収入を得る

この効果により、月額でH30には+301円、H31には+423円、H32には+529円の工賃向上を目指す。

1～6の取り組みを進め、次の成果を目指す。H32には目標工賃を23,000円/月に

	農福連携	共同受注	優先調達	施設外就労	ソーシャルビジネス	安定的な仕事	計	工賃実績	目標工賃
H30年度	1,451	191	228	1,190	125	301	3,186	19,186	19,000
H31年度	2,639	383	357	1,492	227	423	5,097	21,097	21,000
H32年度	3,628	574	497	1,589	417	529	7,233	23,233	23,000





